

取扱注意

ちの泊まって応援キャンペーン

「ちの割第4弾」

宿泊事業者向け

取扱マニュアル

【第1版】令和4年2月28日 改定

【第2版】令和4年3月1日 改定

【第3版】令和4年3月8日 改定



長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ



茅野市子ども会育成連絡協議会
マスコットキャラクター「ちーぼ」

■ 目次

1	ちの泊まって応援キャンペーン宿泊助成事業（以下「ちの割」といいます）の趣旨	3
2	「ちの割」の概要	3
3	宿泊助成金対象施設の認定申請手続きについて	4
4	予約受付にあたっての留意事項	5
5	宿泊割引の方法について	7
6	「ちの割」割引可能人数の配分	9
7	宿泊助成金の交付申請	9
8	ちの割専用の Web サイトについて	11
9	各種スケジュール（予定）	11
10	よくあるお問い合わせ（随時追加）	13
11	参考資料	15~

【本事業への参加にあたってのお願い】

○**ちの割の宿泊事業者向け情報、各種様式については、ホームページへ掲載しておりますので、各種手続きについてご確認ください。**

（ちの割特設サイト：<https://chino-wari.jp>）

- 制度の趣旨を踏まえ、（一社）ちの観光まちづくり推進機構が定めたスケジュール等ルールに則って、適正な取り組みにご協力願います。
- ちの割の適正かつ効果的な執行を図るため、割引人数状況報告（10日ごと）にご協力をお願いいたします。
- 長野県が実施する新型コロナ対策推進宣言事業や、茅野あんしん認証、業種ごとに作成されたガイドラインに沿った新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防対策を行ってください。
- 不正利用が発覚した場合、（一社）ちの観光まちづくり推進機構は事実を確認の上、本事業で交付受けた全ての助成金の返還を求めます。
- 新型コロナウイルスの感染拡大状況等、新たな事態が生じた場合には、事業を中断・中止することがありますので、あらかじめご了承ください。
- その他のご不明な点は、ちの割事務局宛へお問い合わせください。

問合せ先（実施：（一社）ちの観光まちづくり推進機構） 〒394-0048 長野県岡谷市川岸上1丁目1-20 ちの割事務局 宛 【電話】090-7254-9781（平日9:00~17:00） 【FAX】0266-21-5315 【メール】 info@chino-wari.jp 【ホームページ】 https://chino-wari.jp

1 「ちの割第4弾」の趣旨

ちの泊まって応援キャンペーン（愛称「ちの割第4弾」）は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により業績が著しく落ち込んでいる市内の宿泊施設について、市民をはじめ長野県民（※割引対象者は長野県が実施する「信州割 SPECIAL 宿泊割」に準じます）の宿泊利用を促進することで、観光、飲食、物販等に幅広い経済波及効果を生み出すために、宿泊割引をした場合の経費について、（一社）ちの観光まちづくり推進機構が助成金を交付するものです。

これにより、茅野市観光全体の底上げを図るとともに、茅野市の良さを再発見していただく機会とします。

2 「ちの割第4弾」の概要

（1）宿泊助成金の交付対象者

宿泊助成金の交付の対象となる事業者は以下のいずれかに該当するものとします。

①宿泊事業者

旅館業法による許可を受け、茅野市内または（一社）ちの観光まちづくり推進機構会員の旅館・ホテル及び簡易宿所を営業する事業者です。ただし、企業の保養所、研修所や福利厚生施設、下宿営業及びラブホテルは対象外となります。

②住宅宿泊事業者

住宅宿泊事業法による登録を受け、茅野市内または（一社）ちの観光まちづくり推進機構会員の住宅において、住宅宿泊事業を営む事業者です。

（2）助成金対象経費

- 助成金対象経費は、長野県に居住している方（※割引対象者は長野県が実施する「信州割 SPECIAL 宿泊割」に準じます）が助成金対象施設に宿泊する際の宿泊料金及び追加料金等の総額からの割引料金とします。長野県に居住している方を単に宿泊させただけでは宿泊助成金の対象とはなりませんので、必ず後述の「宿泊助成金利用承諾書」の記入を依頼してください。
- 宿泊割引について、後述するちの割利用者に対するキャッシュバックした金額も含まれます。
- 団体客や旅行会社販売によるツアー客も対象となります。宿泊助成金利用承諾書については、お手数ですが全員分のお名前を記載いただきます。**団体客の中に長野県民以外の方がいた場合には、その方は割引対象となりませんので、お気を付けください。**

- 1人1泊あたり **1,000円分（500円券×2枚）の観光クーポンも発行**いたします。**宿泊施設の名称をクーポン券に記入**していただき、ちの割利用者にお渡しください。

（3）助成金の金額

- 助成金の金額は、1人1泊 **2,000円**です。ただし、1人1泊の基本宿泊料金が **2,000円**に満たない場合は、対象となりません。（添い寝無料等の方など）
- G o T o トラベル事業、信州の宿 県民応援前売割及び県民支え合い信州割 SPECIAL 等による割引制度を活用した宿泊商品及び宿泊旅行商品については、全ての割引後の**基本宿泊金額**が **2,000円**に満たない場合には、対象となりません。

（4）支援対象となる期間（キャンペーン期間）

令和4年3月7日（月）チェックインから令和4年6月30日（木）チェックアウトまでの宿泊分です。

基本的には令和4年3月7日以降かつ、助成金対象施設の認定を受けた日以降に予約されたものが対象となります。ただし、**すでに受付した予約分については、対象期間内の宿泊分であれば対象**となります。

3 宿泊助成金対象施設の認定申請手続きについて

宿泊助成金の交付を受けるには、対象施設に認定される必要があります。

宿泊助成金対象施設認定申請

- 「ちの割」宿泊助成金第4弾対象施設認定申請書（様式第1号の1）」を提出してください。ちの割対象プランの予約受付は、基本的には事務局から宿泊助成金第4弾認定通知書を受けた日から受付可能です。
- 認定前にすでに受付した予約については、**支援対象となる期間内の予約であれば対象**となります。

【認定の条件】

- ①「ちの割」対象宿泊者に対し、宿泊助成金利用承諾書への記載を求めるとともに、長野県に居住していることを、身分証等で確認すること。
- ②長野県が実施する新型コロナ対策推進宣言事業や、茅野あんしん認証、業種ごとに作成されたガイドラインに沿った新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防対策を行うこと。
- ③当事業の一部事務委託をする（株）中央企画に対し、本申請内容について情報提供することに同意すること。

- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその構成員が本件申請に関わっていないこと。
- ⑤当事業への参加にあたっては、虚偽や不正なく誠実に実施すること。また、宿泊助成金の交付後に虚偽や不正が発覚した場合は宿泊助成金を全額返還すること。
- ⑥国が実施するG o T oトラベル事業やその他の割引事業等にも参加する場合、国等の支援事業と「ちの割」の双方の仕組みをよく理解し、利用者に対し双方の割引を適用させるよう努めること。（キャッシュバックに対応すること）
※長野県が実施する「信州の宿 県民応援前売割」「県民支え合い信州割 SPECIAL」は併用可能。

- 宿泊助成金対象施設認定申請書は、メール、F A X、郵送によりご提出ください。
- 複数の宿泊施設を対象としたい場合には、お手数ですが、施設ごとに申請書の提出をお願いいたします。
- 対象施設認定時に、各宿泊施設に対し割引可能人数の配分及び観光クーポン券の配布を行います。
- 提出期限 4月22日（火）まで**

4 予約受付にあたっての留意事項

- 予約受付にあたっては、ちの割が適用できることを明示または伝達してください。
- 予約受付は、宿泊施設への直接電話予約、施設の独自サイト及びO T A等宿泊予約サイトでの予約、旅行会社経由での予約などが対象となります。**（予約受付方法は、宿泊施設ごとに選定していただいて構いません。施設のHPなどで、利用者の方にわかりやすくお伝えください。）**
- O T A経由のオンライン等での事前決済でも予約も対象となります。ただし、宿泊施設において宿泊者が「宿泊助成金利用承諾書」を記入後に割引となるので、**予約時の宿泊料金はちの割の割引前の金額**となりますのでご注意願います。
- 旅行会社経由での予約やオンライン等での事前決済の場合には、**ほとんどのケースでキャッシュバックが発生することとなりますので、ご対応をお願いいたします。**

【ちの割適用の条件】 ⇒新たにプランを作る必要はありません。

- ①1人1泊単位で宿泊料金を設定してください。5人1部屋で〇〇〇〇〇円のようなプランであっても、1人あたりの宿泊料金を明示してください。

※宿泊料金とは、宿泊に係る基本宿泊料及びサービス料をいい、消費税及び入湯税を含むものとします。

※あらかじめオプション等（飲み放題プラン、食事グレードアッププラン、貸切風呂利用プラン等）が組み込まれたプランについても対象となります。ちの割を活用して、少しリッチな旅を演出しましょう。

- ② 1人1泊あたりの宿泊料金が2,000円未満の方は対象となりません。（添い寝無料の方等）また、GoToトラベル事業及び信州割 SPECIAL の支援を受けた宿泊商品及び宿泊旅行商品については、割引後の基本宿泊金額が2,000円に満たない場合には、対象となりません。

【宿泊旅行代金（元値）4,400円の方の場合（GoToトラベルのみ対象）】

- ◆旅行代金への支援額（割引額）・・・ $3,000円 \times 1/2 \times 70\% = 1,050円$
- ◆お支払い実額（割引後の金額）・・・ $3,000円 - 1,050円 = 1,950円 \Rightarrow$ ちの割対象外

【宿泊旅行代金（元値）11,700円の方の場合（県民応援前売割のみ対象）】

- ◆旅行代金への支援額（割引額）・・・5,000円前売券×2枚
- ◆お支払い実額（割引後の金額）・・・ $11,700円 - 10,000円 = 1,700円 \Rightarrow$ ちの割対象外

- ③長野県民のみが対象であり、県外の方が利用できることと誤認されないよう表示してください。また、ちの割の対象となることを併せて表示してください。
- ④旅行会社経由での予約の場合には、旅行会社にて販売した旅行商品であっても、ホテルでの精算により最終的に割引及びキャッシュバックすることとします。ただし、旅行会社経由での予約については、宿泊施設と旅行会社との調整により、旅行商品購入者に対し、ちの割の利用について確約をしていただきますようお願いいたします。（後述の「旅行会社経由で予約を受付した場合の対応について」参照）
- ⑤素泊まりプランも対象となりますが、宿泊を伴わない日帰りプラン等は対象外です。
- ⑥**宿泊施設が自ら振り出す宿クーポンやOTA等が発行するクーポン割引等を併せて適用する場合には、GoToトラベル事業や長野県事業の割引後の金額からクーポン割引等を控除したのち、2,000円以上となった場合のみ対象となります。（ただし、OTA等のポイント利用は現金と同じ取扱をしていただいて構いません。）**

5 宿泊割引の方法について

(1) 宿泊割引の流れ

- ① 宿泊者のチェックイン時に「宿泊助成金利用承諾書（様式第3号）」に必要事項を**必ず代表者本人に住所氏名等を記載してもらいます。**住所については同一住所の場合には「同上」としていただいて構いません。なお、お客様向けちの割特設ページに上記様式を掲載してありますので、宿泊者に事前にご記入いただくことも可能です。
※出張利用の場合、宿泊者名簿に会社の住所を記入される場合もあるかと思いますが、宿泊助成金利用承諾書には実際に居住している住所の記載をお願いしてください。
※連泊の場合には1泊ごとに記載ではなく、1枚のご記入で可とします。その場合には、1泊ごとの基本料金が分かるように記載をお願いいたします。
- ② 上記と同時に、長野県に居住していることを代表者の身分証等（別記参照）で確認します。代表者と異なる住所に居住している方がいる場合には、併せて確認をお願いいたします。
- ③ 身分証等での長野県居住の確認ができたところで、1人1泊あたり **1,000円分（500円券×2枚）の観光クーポンを宿泊施設の名称を記載**してお渡してください。
- ③ 宿泊者のチェックアウト精算時にちの割割引金額1人 **2,000円**を差し引いた金額で精算します。精算の時、旅行会社支払済みクーポンやオンライン等での事前決済した場合において、ちの割による割引額が精算額を上回った場合には、その上回った金額を利用者に対してキャッシュバックし、（一社）ちの観光まちづくり推進機構から宿泊助成金が支払われるまで立替えてください。
※キャッシュバックが難しい事業者につきましては、トラブル防止のため、旅行会社経由や事前決済での予約については、ちの割が適用できない旨を十分に予約者に対し周知をお願いいたします。（「現地決済のみ適用可」など）
※精算額については、当初の宿泊料金に加え、当日追加で発生した飲食代等の追加料金も含めた宿泊料金全額として構いません。（別記の「宿泊料金の内訳が分かる請求明細書または領収書等の写しの例」参照）
※キャッシュバックが発生した場合には、請求額に－（マイナス）表記を行うなど分かるようにしてください。
- ④ キャッシュバックした場合には、様式は問いませんので、キャッシュバックした金額で、割引利用者に宿泊施設宛領収書を記載してもらってください。（専用ホームページに参考様式あり。押印不要。）－（マイナス）表記の請求明細書の控え等にご署名いただければ、割引利用者の領収書は必要ありません。（別記の「宿泊料金の内訳が分かる請求明細書ま

たは領収書等の写しの例」参照)

- ⑤ 宿泊グループごとの宿泊料金の内訳が分かる請求明細書または領収書等の写しを必ず提出用に保管しておいてください。(キャッシュバックした場合には、割引利用者に記載してもらった宿泊施設宛領収書も同様。)
- ⑥ 「ちの割」については、宿泊施設の利用促進及び周辺の観光・アクティビティ・飲食店等の活性化を主な目的としています。観光クーポン券の利用について、周知・案内をしていただきますようお願いいたします。

(2) 宿泊者の住所確認について

宿泊助成金対象は、長野県に居住している方が宿泊助成金対象施設に宿泊する際の宿泊割引のみとなります(※割引対象者は長野県が実施する「信州割 SPECIAL 宿泊割」に準じます)ので、チェックイン時に割引を受ける方から運転免許証など身分証明書の提示を受けるなど、住所確認をお願いします。

住所確認については、原則として成人の方については全員をご確認いただきます。

しかし、フロントの混雑等により全員の確認が難しいと判断される場合については、以下を参考に臨機応変にご対応をお願いいたします。

- ① 住所が同一のご家族の場合・・・代表者の方のみ確認。
- ② 小グループで、代表者と異なる住所に居住している方がいる・・・代表者及び代表者と住所が異なる方それぞれの住所を確認。
- ③ 団体の場合・・・代表者の方の住所確認をしたうえで、代表者の責任において利用承諾書の住所に虚偽等がないことを口頭で確認。

【住所確認方法】 (証明書の提示)

- 運転免許証 ■ 健康保険証 ■ 住民票 ■ 学生証 ■ マイナンバーカード
- 公共料金の領収書等(発行日から2ヵ月以内) など

【長野県に居住している方とは】

- ◆ 住民登録がある、単身赴任しているなど生活の本拠を置いている方はもちろん、長野県内に別荘等を所有し、長期間滞在していること等が公共料金の領収書等で把握することが可能な方が該当します。
- ◆ 出張利用の場合、宿泊者名簿に会社の住所を記入される場合もあるかと思いますが、宿泊助成金利用承諾書には実際に居住している住所の記載をお願いしてください。

6 「ちの割」割引可能人数の配分

(1) 割引人数状況報告書

ちの割の割引対象人数は余すことなく上限まで利用者を増やしたいと考えます。

割引可能人数の残余数を確認したいため、大変お手数おかけいたしますが、「割引人数状況報告書」により下記日程で必ず報告をお願いいたします。(FAXまたはメールにてお願いいたします。)

報告日：毎月 10 日、20 日、30 日

(2) 割引可能人数の調整

追加で割引可能人数の配分を受けたい場合には、割引人数状況報告書の「追加で配分を希望する割引可能人数」欄に記入して提出してください。

また、報告のあった残余数、再配分を受けたい施設の状況やキャンペーン期間の残日数を勘案し、残余数の増減調整を実施させていただく場合がありますので、ご承知おき願います。追加配分数が決定したところで、「再配分割当書」と割当分の観光クーポン券を配布いたします。

(3) 割引可能人数の終了

宿泊施設が保有する割引可能人数が終了した場合には、速やかに事務局に連絡してください。事務局にも残余がない場合には、その宿泊施設の受付は終了となり、お客様向け特設サイトにもその旨を表示いたします。

7 宿泊助成金の交付申請

宿泊割引実績に応じて宿泊助成金を交付します。

(1) 「ちの割」助成金交付申請（実績報告）書兼請求書の提出

キャンペーン期間終了後、令和 4 年 7 月 15 日（金）までに宿泊助成金交付申請（実績報告）書兼請求書（様式第 4 号）の提出をお願いいたします。

【提出書類】

- ① 宿泊助成金交付申請（実績報告）書兼請求書（様式第 4 号）
- ② 宿泊助成金内訳明細書
- ③ 宿泊助成金利用承諾書（様式第 3 号）

④宿泊グループごとの宿泊料金の内訳が分かる請求明細書または領収書等の写し

⇒様式は問いません。領収書に内訳の記載があれば手書き領収書でも可。

(13ページ以降の「宿泊料金の内訳が分かる請求明細書または領収書等の写しの例」参照)

⑤キャッシュバックした場合には、割引利用者に記載してもらった宿泊施設宛領収書の写し（ホームページに参考様式あり。押印不要。）－（マイナス）表記の請求明細書の控え等にご署名いただければ、割引利用者の領収書は必要ありません。（別記の「宿泊料金の内訳が分かる請求明細書または領収書等の写しの例」参照）

○提出書類につきましては、郵送または持参により提出をお願いいたします。提出書類が全てそろっていない、あるいは不備がある場合には宿泊助成金の交付ができませんので、提出前に必ずご確認をお願いいたします。

○事務局が審査したのち、宿泊助成対象と認められた金額について交付決定を行い、交付決定通知をお送りし交付（支払い）します。（支払元は（一社）ちの観光まちづくり推進機構と記載されます。）

（２）キャンペーン期間中の途中支払い

今回の事業については、宿泊施設にキャッシュバックをお願いすることで負担となることも予想されます。そこで、キャンペーン期間中の途中支払いを可能とします。

途中支払いが必要な場合には、宿泊助成金交付申請（実績報告）書兼請求書（**必ず押印した原本が必要**）に添付資料を必ず揃え、下記期日までに提出をお願いいたします。

○途中支払日程：**3/22AM必着 ⇒ 3/31 頃支払予定**

4/1AM必着 ⇒ 4/15 頃支払予定

4/15AM必着 ⇒ 4/28 頃支払予定

5/1 AM必着 ⇒ 5/16 頃支払予定

5/16AM必着 ⇒ 5/31 頃支払予定

6/1AM必着 ⇒ 6/13 頃支払予定

6/13AM必着 ⇒ 6/28 頃支払予定

7/1AM必着 ⇒ 7/15 頃支払予定

7/15AM必着 ⇒ 7/30 頃支払予定

最終提出日 7/15 必着 ⇒ 7/30 頃に支払予定

※支払日はあくまで予定です。書類の検査状況によって支払日が延期することがあります。

(3) 不正の防止について

- 宿泊者が記入した宿泊助成金利用承諾書については、事務局の審査において、記載内容について確認するため、宿泊者に電話連絡することがあります。
- 各対象事業者より提出いただく 10 日ごとの割引人数状況報告及び実績報告書類をもとに、事務局にてルールに則った取り組みがなされているか確認を行います。
- 万が一、不正があったことが発覚した場合、宿泊助成金の全部又は一部の支払の停止、または支払済みの宿泊助成金の返還を求めます。

8 ちの割専用の Web サイトについて

- ちの割事業については、茅野市及び委託事業者と連携して実施いたします。
対象施設認定申請書の内容については、茅野市及び委託事業者と共有させていただき、委託事業者が作成するちの割特設ページ等に施設名等を掲載させていただきますので、ご承知おき願います。
- ちの割特設ページは専用サイトは下記をご覧ください。

特設ページ【 <https://chino-wari.jp> 】

9 各種スケジュール

～〇月〇日まで (期限厳守)	対象施設認定申請書受付期間
3月7日 (月) チェックイン	キャンペーン開始
3月20日	割引人数状況報告書提出日
3月22日	途中支払い用申請書提出期限
3月31日	割引人数状況報告書提出日
4月1日	途中支払い用申請書提出期限
4月10日	割引人数状況報告書提出日
4月15日	途中支払い用申請書提出期限
4月20日	割引人数状況報告書提出日
4月30日	割引人数状況報告書提出日
5月1日	途中支払い用申請書提出期限
5月10日	割引人数状況報告書提出日

5月16日	途中支払い用申請書提出期限
5月20日	割引人数状況報告書提出日
5月30日	割引人数状況報告書提出日
6月1日	途中支払い用申請書提出期限
6月10日	割引人数状況報告書提出日
6月13日	途中支払い用申請書提出期限
6月20日	割引人数状況報告書提出日
6月30日	割引人数状況報告書提出日
7月1日	途中支払い用申請書提出期限
7月15日	途中支払い用申請書提出期限

10 よくあるお問い合わせ（FAQ）

Q1. 長野県内在住者のみを対象とする理由は何ですか。

A1. 首都圏を中心に新型コロナウイルスの感染拡大している地域もありますので、当面は長野県内の観光需要の取込みを図るため、昨年度実施のちの割に引き続き長野県民を対象といたします。

また、できる限り茅野市民の方々に利用してもらい、応援し合う意識を醸成することや、茅野市の観光地を知ってもらうことで、観光に対する市民理解を促進することも期待しています。

Q2. ちの割の目的は？

A2. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により業績が著しく落ち込んでいる市内の宿泊施設や観光施設、飲食、物販等について、市民をはじめ長野県民の宿泊利用及び観光クーポン券利用を促進することで、観光、飲食、物販等に幅広い経済波及効果を生み出すために実施するものです。これにより、茅野市観光全体の底上げを図るとともに、茅野市の良さを再発見していただく機会とします。

参加される宿泊施設については、その効果を広く波及させるために、観光クーポン券の利用について、周知・案内をしていただきますようお願いいたします。

Q3. 日帰りプランについても、2,000円以上の料金ならば、ちの割が適用になりますか。

A3. 宿泊料金が2,000円以上の宿泊を伴う旅行商品や宿泊商品が対象となります。宿泊を伴わない日帰り旅行等は対象外となります。

Q4. ちの割を適用し割引できるのは、新規に設定したプランのみですか。

A4. 新規プランのみならず、既存プランも対象となります。ちの割期用可能であることをホームページ等に明示または口頭にて伝達し、長野県民限定でちの割が適用になることをお客様が理解できるようにしてください。

Q5. ちの割が適用となる宿泊日数の上限はありますか。

A5. 期間中ならば、ちの割適用日数の上限はなく連泊制限もありません。しかし、予算が終了した時点で、ちの割宿泊助成も終了となります。

Q6. 宿泊助成対象施設認定申請書について、おすすめ宿泊プランの欄には何を記載すればいいですか。

A6. お客様向け割の特設サイトにおいて、各施設の宿泊プランを見せる予定をしています。各宿イチオシのプランをご記載いただければと思います。

Q7. 予約の段階では宿泊者全員が長野県民であることを確認することができず、当日のトラブルにつながる心配です。

A7. まず、予約時に長野県民限定でちの割が適用になることをホームページ等に明示及び電話等で伝達していただくことが重要です。また、OTA掲載のプランでしたら、プラン名にその旨の記載があればベストです。

インターネット等での予約の場合で、予約者のメールアドレス等が分かるようでしたら、長野県民限定でキャンペーンを行っていること、県民以外の方は該当しないことをお伝えいただければ、当日のトラブル防止につながると思われます。

Q8. 旅行会社の旅行商品として宿泊予約があった場合でも割引対象となりますか。

A8. 割引対象となります。しかし、宿泊助成金交付対象者として事務局が認定しているのは、あくまでも宿泊事業者等となりますので、旅行会社との調整等は宿泊事業者等が行ってください。なお、旅行会社の販売する旅行商品は、旅行会社にていったん決済が済んでいるため、ホテルでの精算により最終的に割引した際、キャッシュバックとなるケースが多いと予想されます。

「宿泊料金の内訳が分かる請求明細書または領収書等の写しの例」
 宿泊施設への直接予約でキャッシュバックが発生しない例

請求明細書 (控)

茅野観光ホテル

お名前

茅野 次郎 様

〒391-0301 長野県茅野市北山 4035

TEL 0266-72-2101

FAX 0266-72-5833

<https://www.city.chino.lg.jp/>

お部屋番号	大人	小人	到着日	出発日
320	2		2022/3/7	2022/3/8

担当
蓼科 湖太郎

日付	摘要	数量	単価	ご料金	お支払い
7/20	ちの割プラン	2	9,900	19,800	
	ジュース	2	440	880	
	ラーメン	1	880	880	
	= (内消費税) =			(2,180)	
	=入湯税=	2	150	300	
7/21	長野県宿泊割引クーポン				10,000
	ちの割				2,000
税・サービス料込				21,860	12,000
差引請求額 (税・サービス料込)					9,860

御署名 _____

領収書 (控)

茅野観光ホテル

茅野 次郎 様

¥ 9,860

上記のとおり正に領収いたしました。

印紙

〒391-0301 長野県茅野市北山 4035

TEL 0266-72-2101

FAX 0266-72-5833

<https://www.city.chino.lg.jp/>

ご利用ありがとうございました。
 またのお越しをお待ちしております。

発行日 2021/7/21

「宿泊料金の内訳が分かる請求明細書または領収書等の写しの例」
旅行会社の旅行商品での宿泊でキャッシュバックが発生する例

請求明細書 (控)

茅野観光ホテル

お名前
茅野 三郎 様

〒391-0301 長野県茅野市北山 4035
TEL 0266-72-2101
FAX 0266-72-5833
<https://www.city.chino.lg.jp/>

お部屋番号	大人	小人	到着日	出発日
320	2		2022/3/7	2022/3/8

担 当
蓼科 湖太郎

日付	摘要	数量	単価	ご料金	お支払い
7/20	ちの割対象プラン (旅行会社商品)	2	12,200	24,400	
	ジュース	2	440	880	
	信州牛ステーキ (追加料理)	2	1,080	2,160	
	= (内消費税) =			(2,840)	
	=入湯税=	2	150	300	
7/21	旅行会社購入済クーポン				24,400
	ちの割				4,000
税・サービス料込				27,740	28,400
差引請求額 (税・サービス料込)					-660

御署名 茅野 三郎

ここにお客様のご署名をいただければ、
お客様の領収書は必要ありません。

領収書 (控)

茅野観光ホテル

茅野 三郎 様
¥ -660

印紙

〒391-0301 長野県茅野市北山 4035
TEL 0266-72-2101
FAX 0266-72-5833
<https://www.city.chino.lg.jp/>

ご利用ありがとうございました。
またのお越しをお待ちしております。

発行日 2021/7/21

様式第4号（第10条関係）

令和 3年 8月 15日

ちの泊まって応援キャンペーン宿泊助成金第2弾 交付申請（実績報告）書兼請求書

（一社）ちの観光まちづくり推進機構

（申請者） 住所 **茅野市北山212131**
氏名 **株式会社観光茅野**
（法人の場合は法人名と代表者名）

宿泊助成金の交付を受けたいので、ちの泊まって応援キャンペーン宿泊助成金第2弾交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて宿泊助成金の交付を申請し、請求します。

対象施設名	茅野観光ホテル
施設コード	10021
宿泊助成金交付申請金額 （今回分）	¥ 20,000

請求回数	第 2 回払い	
宿泊助成金額	既受領額	10,000円
	今回申請額	20,000円
	合計宿泊助成額	30,000円

添付書類	<input type="checkbox"/>	宿泊助成金内訳明細書
	<input type="checkbox"/>	ちの泊まって応援キャンペーン宿泊助成金第2弾利用承諾書
	<input type="checkbox"/>	宿泊グループごとの宿泊料金の内訳が分かる請求明細書又は領収書等の写し

令和4年 3 月 8 日

赤字箇所は宿泊代表者ご記入

ちの割第4弾 利用承諾書

(一社) ちの観光まちづくり推進機構

私は、ちの割第4弾の宿泊割引を利用したいので、宿泊施設が宿泊助成金を利用し、下記の事項を（一社）ちの観光まちづくり推進機構に届け出ることを承諾します。

利用者氏名 (代表者)	茅野太郎
代表者住所 (市町村)	長野県茅野市
電話番号	0266-222-2200
宿泊日	令和4年3月8日 ~ 令和4年3月9日 1泊
宿泊人数 (割引対象者)	長野県 2名 _____ 県 _____ 名 _____ 県 _____ 名 _____ 県 _____ 名
確認事項 ※必ず□にチェックを 入れてください	<input checked="" type="checkbox"/> 割引対象県の在住者で間違いありません。 <input checked="" type="checkbox"/> ワクチン接種証明またはPCR検査等陰性証明を提示しました。
ちの割利用者数・利用金額 ※宿泊施設記入	2名×1泊×ちの割2,000円=4,000円(合計割引額)

青字箇所
は宿泊施設
記載欄

【宿泊される方へ】

1. 太枠内の項目について、宿泊者ご本人（代表者）が直筆で記入をしてください。（※本書面の提出がない場合は、「ちの割の対象外とします。」）
2. 宿泊料金が2,000円（信州割など他の割引適用後）未満の場合は適用できません。
3. 当利用承諾書により取得した個人情報は、「ちの割」事業においてのみ使用し、その他の目的のためには利用しません。
4. 当利用承諾書の記載の内容について、後日、ちの割事務局から確認の連絡をさせていただく場合があります。ちの割事務局 090-7254-9781

青字箇所
は宿泊施設
記載欄

以下、宿泊施設記入 上記の内容について、相違ないことを確認しましたので、請求します。

宿泊施設名	茅野観光ホテル
受付担当者	茅野 花子
連絡先	0266-222-2300

NO	利用日		利用代表者	居住地 チェック	利用者数	泊数	合計助成額
	月	日					
1	3	8	茅野太郎	○	2	1	¥4,000
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							

別紙
利用日はチェックイン日

宿泊助成金内訳明細書

合計助成額をご記入してください。

利用承諾書に記載の利用代表者分転記してください。

旅行会社経由でちの割対象プランの予約を受付した場合の対応

事務連絡

令和4年（2022年）3月7日

「ちの割」宿泊助成金対象施設各位

（一社）ちの観光まちづくり推進機構

旅行会社経由でちの割対象プランの予約を受付した場合の対応について

このことにつきまして、旅行会社にてちの割対象施設への宿泊旅行商品を購入された方からご連絡をいただきました。

購入先の旅行会社からは、宿泊施設の精算時に割引を受ける仕組みのため、旅行会社としては、ちの割の割引を確約する書面等は出せないと言われたとのことです。

旅行会社では、割引を受けられることが口約束のみであったため、ちの割の制度自体に不信感をお持ちで、何らかの対応を今後取るようにとおっしゃっておりました。

ちの割の制度自体が、推進機構と旅行会社との契約や登録により実施するものでないため、今後も同様のケースが起りかねず、茅野市及び茅野市観光への信用を失うことにもなりかねません。

そこで、対象施設におかれましては、提携旅行会社とご協力いただき、宿泊旅行商品購入者に対し、別添の文案を参考に、ちの割の割引可能である旨を書面にてお知らせいただきますようお願いいたします。

- 例：○宿泊旅行商品購入者に旅行会社で配布
- 電話確認後宿泊施設から旅行会社へFAX
- 宿泊施設から後日郵送等

なお、ちの割の割引可能人数の枠が足りなくなりましたら、遠慮なく下記までご連絡いただきますようお願いいたします。

お手数おかけいたしますが、よろしく願い申し上げます。

ちの割事務局 担当 百瀬

TEL：090-7254-9781（平日9：00～17：00）

FAX：0266-21-5315

メール：info@chino-wari.jp

ちの割利用可能であるお知らせ文例

当施設への宿泊旅行商品を購入された方へ

このたびは当施設への宿泊旅行商品をご購入いただきまして誠にありがとうございます。
ございます。

当施設につきましては、茅野市が実施する長野県民限定の宿泊割引「ちの泊まって応援キャンペーン（愛称：ちの割）」の対象施設となっております。

この「ちの割」につきましては、旅行会社での購入時に割引を受けられるものではなく、宿泊施設において、「宿泊助成金利用承諾書」に割引対象者のお名前、ご住所、電話番号をご記入いただき、長野県民であることの住所確認をしたうえで、宿泊施設での精算時に1人2,000円の割引（キャッシュバックを含む）を受ける仕組みとなっております。

お客様におかれましては、下記の内容で「ちの割」の割引をお受けいただくことが可能ですので、当施設にお越しになった際の「宿泊助成金利用承諾書」へのご記入と住所確認についてご協力いただきますようお願いいたします。

それでは、スタッフ一同、心よりお待ち申し上げます。

令和4年 月

施設名 _____

担当者名 _____

お客様 _____

宿泊日 _____

割引額 ¥2,000× 名 _____